



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

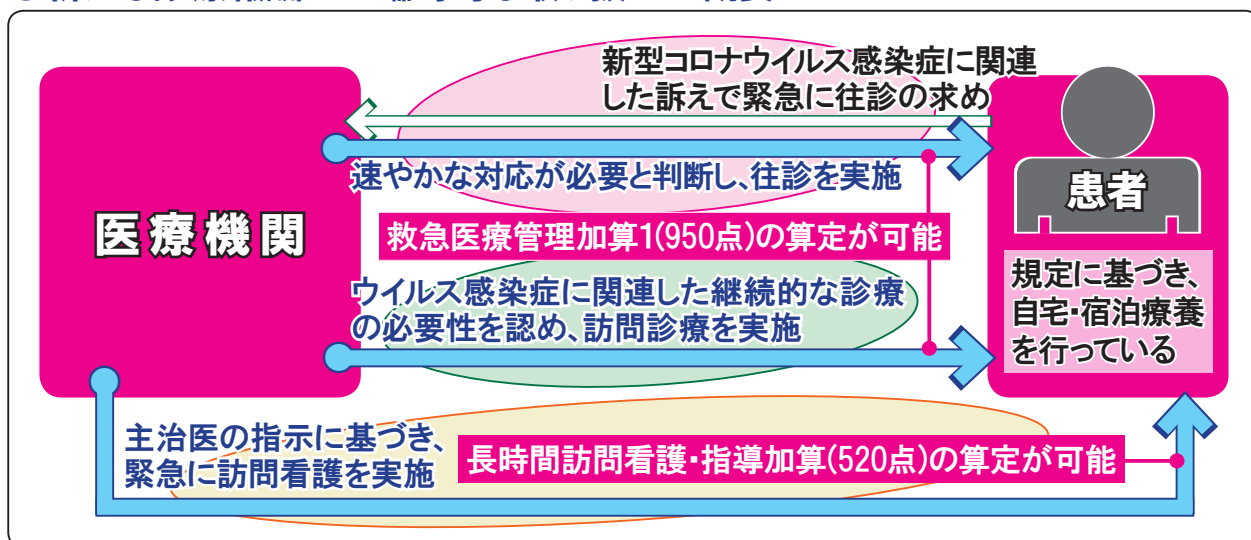
2021年8月17日号

## 自宅・宿泊療養患者への往診や訪問診療に臨時的取扱いで加算 ~新型コロナ

《背景》 新型コロナウイルス感染症で、規定に基づき自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、往診、訪問診療を行った場合、「救急医療管理加算1」(950点)の算定を可能とするなどの診療報酬上の臨時的な取扱いが、厚生労働省の事務連絡で示された。

《解説》 救急医療管理加算1は、昨年4月の事務連絡で、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療に当たり、緊急に入院が必要であると認めた患者について算定できるとされていたものです。それが、自宅・宿泊療養の患者に対する往診、訪問診療にも適用されます。患者側からウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、対応の必要があるとして往診した場合、あるいは、ウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合に算定できるとされました。また、訪問看護を行った場合には、在宅患者訪問看護・指導料の加算である長時間訪問看護・指導加算(520点)の算定が可能とされました。いずれも、1日につき1回の算定とされています。

### ◎新たな診療報酬上の臨時的な取扱いの概要



※厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その51)」(2021年7月30日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000814846.pdf>)および「同(その52)」(2021年8月4日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000816720.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002  
TEL. 03-6451-1617